

答 申 情 第 8 3 号

平成 3 0 年 4 月 2 5 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 8 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 2 9 年 8 月 2 2 日付け子は第 8 9 号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

事実確認調査に係る摘録等の公文書非公開決定事案 (諮問情第 1 4 0 号)

(別紙)

1 審査会の結論

諮問庁が非公開とした部分のうち、以下の文書における標題、聴取した日時及び場所については公開すべきである。また、出席者のうち被聴取者の所属、役職及び氏名を除く部分についても公開すべきであり、その他の部分を非公開としたことは妥当である。

- (1) 児童相談所支援課虐待班新年会（平成27年1月14日開催）参加者9名への聞き取り調査摘録
- (2) 児童福祉センターにおける組合交渉（平成27年3月10日開催）参加者13名への聞き取り調査摘録

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成29年7月12日に諮問庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、下記の内容の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

2015年（平成27年）12月4日開催の教育福祉委員会における、「児童養護施設迦陵園の入所児童虐待疑い事案に係る個人情報流出疑い事案の調査について（報告）」の「資料1」の3ページに

ア 児童福祉センター（児童相談所支援課虐待班）新年会での発言

他の職員への事情聴取において、「当該職員が、児童相談所支援課虐待班新年会（平成27年1月14日開催）において、経過を知らない職員が複数いる中で、虐待担当の主席児童福祉司に対して、「当該児童への対応が遅い。」等と発言していた」との申述があったため、同新年会への参加者全員（当該職員を除く9名）に事実確認を行ったところ、複数の職員が同様の申述をした。

イ 組合交渉における発言等

事情聴取を受けた職員及び市長総括質疑における村山議員の発言に基づき、組合交渉（平成27年3月10日勤務時間外に実施）の参加者全員（当該職員を除く13名）に対して、当該職員の発言内容等を確認した。（以下省略）

とある。

上記のア及びイの事実確認（調査）に関する、聞き取り調査の摘録・「参加者」に提出させた申立書（等）・調査結果の報告書・決定書・供覧書などの資料一式の公開を求める。

- (2) 諮問庁は、本件請求に係る公文書として下記の文書を特定したうえ、公文書非公開決

定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成29年7月31日付けで、その旨及びその理由を「京都市情報公開条例第7条第6号に該当 関係職員からの申出内容及び聞き取り調査摘録を公開することにより、公正かつ円滑な監察業務の実施に支障を及ぼすおそれがあるため」と審査請求人に通知した。

ア 児童相談所支援課虐待班新年会（平成27年1月14日開催）参加者9名から提出のあった申立書等（9件）（以下「本件公文書1」という。）及び聞き取り調査摘録（9件）（以下「本件公文書2」という。）

イ 児童福祉センターにおける組合交渉（平成27年3月10日開催）参加者13名から提出のあった申立書等（13件）（以下「本件公文書3」という。）及び聞き取り調査摘録（13件）（以下「本件公文書4」という。また、本件公文書1から本件公文書4までをまとめて「本件公文書」という。）

(3) なお、本件請求では、上記2(2)ア及びイに加えて、「平成27年12月教育福祉委員会資料「児童養護施設迦陵園の入所児童虐待疑い事案に係る個人情報流出疑い事案の調査について（報告）」（1件）」を特定し、平成29年7月31日付けで公文書公開決定処分を行っているが、当該処分に対する審査請求はなされていない。

(4) 審査請求人は、平成29年8月2日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 諮問庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

審査請求人が求めている公文書は、個人情報流出疑い事案の事実関係を究明し、原因を明確にすることを目的とした本市の調査過程において、児童福祉センター（児童相談所支援課虐待班）新年会（以下「新年会」という。）及び児童福祉センターにおける組合交渉の参加者から受理した申立書、顛末書、報告書及び聴取した内容の摘録である。

(2) 条例第7条第6号に該当することについて

本件公文書のうち、関係職員からの申出内容及び事情聴取の摘録には、事案関係者の

内心も含めた発言内容が含まれており、これらが明らかとなることとなると、今後、事情聴取を受ける者から率直な供述が得られなくなるなど、調査に当たって関係者の協力が得にくくなることが考えられる。

また、本件公文書には、事情聴取項目及び非違行為の疑いがあった場合の対応方針に関わる内容も含まれており、これらを公開すると、監察業務に係る調査手法が明らかとなり、当該調査への対策を取られ、調査が形骸化する、といったことが考えられる。

これらのことから、本件公文書を公開することは、公正かつ円滑な監察業務の実施に支障を及ぼすおそれがある。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

条例第8条に、「実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分につき当該公文書を公開しなければならない。」との規定がある。

公文書非公開決定が、この規定に違反していることは明白である。

6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

ア 本件公文書1について

本件公文書1は、平成27年1月14日開催の児童相談所支援課虐待班新年会（以下「新年会」という。）において、児童養護施設迦陵園の入所児童虐待疑い事案の経過を知らない職員が複数いる中で、特定の職員から「当該児童への対応が遅い。」等の発言があったかどうかについて諮問庁が事実確認をするため、新年会の参加者9名それぞれが作成した申立書等である。当該申立書等には、標題、申立書等の作成年月日（以下「作成年月日」という。）、申立書等の作成者（以下「作成者」という。）の氏名、役職及び申立内容が全て手書きにより記載され、作成者の印が押されている。

イ 本件公文書2について

本件公文書2は、新年会において、児童養護施設迦陵園の入所児童虐待疑い事案の

経過を知らない職員が複数いる中で、特定の職員から「当該児童への対応が遅い。」等の発言があったかどうかについて事実確認をするため、その担当の職員が新年会の参加者9名それぞれから聴取した内容を記録した摘録である。当該摘録には、標題、聴取した日時、場所、出席者（聴取者及び被聴取者の所属、役職、氏名）及び聴取内容が記載されている。

ウ 本件公文書3について

本件公文書3は、平成27年3月10日開催の児童福祉センターにおける組合交渉（以下「組合交渉」という。）での、特定の職員の発言内容等を諮問庁が確認するため、組合交渉の参加者13名それぞれが作成した申立書等である。当該申立書等には、標題、作成年月日、作成者の氏名、役職及び申立内容が全て手書きにより記載され、作成者の印が押されている。

エ 本件公文書4について

本件公文書4は、組合交渉における特定の職員の発言内容等を諮問庁が確認するため、その担当の職員が組合交渉の参加者13名それぞれから聴取した内容を記録した摘録である。当該摘録には、標題、聴取した日時、場所、出席者（聴取者及び被聴取者の所属、役職、氏名）及び聴取内容が記載されている。

(2) 本件処分について

ア 検討すべき事項について

(ア) 本件処分に対して審査請求人は、以下のとおり主張している。

条例第8条に、「実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分につき当該公文書を公開しなければならない。」との規定がある。

公文書非公開決定が、この規定に違反していることは明白である。

(イ) これに対して、諮問庁は、本件公文書を公開することは、公正かつ円滑な監察業務の実施に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当するとして、以下の2点を具体的な理由としつつ、本件公文書を全部非公開とすることが妥当であると主張している。

a 関係職員からの申出内容及び事情聴取の摘録には、事案関係者の内心も含めた発言内容が含まれており、これらが明らかとなることとなると、今後、事情聴取を受ける者から率直な供述が得られなくなるなど、調査に当たって関係者の協力が得にくくなる。(以下「非公開理由a」という。)

b 本件公文書には、事情聴取項目及び非違行為の疑いがあった場合の対応方針に

関わる内容も含まれており、これらを公開すると、監察業務に係る調査手法が明らかとなり、当該調査への対策を取られ、調査が形骸化する。(以下「非公開理由 b」という。)

(ウ) 当審査会は、本件公文書 1 から本件公文書 4 までについて、上記非公開理由 a 又は非公開理由 b をもって、これらの文書の全てを非公開としたことが妥当であったのかどうかについて、以下、検討する。

イ 条例第 7 条第 6 号該当性について

(ア) 本件公文書 1 及び本件公文書 3 について

a 本件公文書 1 及び本件公文書 3 は、当審査会が確認したところ、上記 6 (1) ア及びウのとおり、いずれも新年会又は組合交渉の参加者個人 (以下「参加者」という。) が作成した手書きの申立書等である。当該申立書等には、申立内容のほかに、標題、作成年月日、作成者の氏名及び役職が記載され、作成者の印が押されている。

b 申立内容については、新年会又は組合交渉における具体的な状況等が、作成者の内心も含めて記載されていることが認められた。これらが明らかになると、作成者の内心が公になることに加え、詳細な事実を述べるほどに、作成者個人の特定につながるおそれが高まり、今後、申立書等を作成する者から率直な供述を記した申立書等が得られなくなるなど、調査に当たって関係者の協力が得にくくなると認められ、監察業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、非公開理由 a で示されているとおり、条例第 7 条第 6 号に該当するものと認められる。

c また、作成者の氏名、役職、印影 (以下「作成者氏名等」という。) については、直接、当該作成者を明らかにすることにつながる事となる。

申立書等の作成に当たっては、作成者が明らかにならないことを前提にすることにより、作成者から率直な供述を得ることができる側面があることは否定し難く、当該作成者氏名等を公開することにより、今後、申立書等の提出が得られなくなることにつながり、調査に当たって関係者の協力が得にくくなり、監察業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、作成者氏名等部分については、非公開理由 a で示されているとおり、条例第 7 条第 6 号に該当するものと認められる。

d 一方で、標題及び作成年月日 (以下「標題等」という。) については、これらが明らかになったとしても、このことによって、作成者の特定につながることは通常考えにくく、申立内容が明らかになった時と同様の支障が今後見込まれること

になるとは想定されず、基本的には公開すべき内容であると考える。

しかし、本件公文書1及び本件公文書3である申立書等は、全て手書きで作成されているため、標題等を公開することによって、作成者の筆跡が明らかとなる。また、作成者が、新年会や組合交渉の参加者であることが分かっているため、その意味で実質的に一定の範囲の者に限定されている。

このように、申立書等を作成した者が、実質的に一定の範囲の者に限られる状況において、標題等の筆跡を公開すると、他の情報と合わせることで、その作成者が特定される可能性が高いことが認められる。上記6(2)イ(ア)cのとおり、申立書等の作成に当たっては、作成者が明らかにならないことを前提にすることにより、作成者から率直な供述を得ることができる側面があることは否定し難く、当該標題等を公開することにより、今後、申立書等の提出が得られなくなることにつながり、調査に当たって関係者の協力が得にくくなり、監察業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、標題等部分については、非公開理由aで示されているとおり、条例第7条第6号に該当するものと認められる。

e 上記のことから、本件公文書1及び本件公文書3について、条例第7条第6号に該当するとして、全部非公開とした本件処分に問題はないと認められる。

(イ) 本件公文書2及び本件公文書4について

a 本件公文書2及び本件公文書4は、上記6(1)イ及びエのとおり、いずれも事実確認を行う担当の職員が、新年会又は組合交渉の参加者から聴取した内容を記録した摘録である。

当審査会が確認したところ、各摘録にはいずれも、聴取内容のほかに、標題、聴取した日時、場所、出席者（聴取者及び被聴取者の所属、役職、氏名）が記載されていた。

b 聴取内容には、諮問庁による質問の内容及び当該質問に対する回答内容が記録されている。このうち回答内容については、上記6(2)イ(ア)bと同じ性質のものであることから非公開理由aで示されているとおり、条例第7条第6号に該当するものと認められる。また、質問内容については、事情聴取項目そのものであり、これらを公開すると、監察業務に係る調査手法が明らかとなり、今後における類似の調査への対策を取られ、調査が形骸化し、監察業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、非公開理由bで示されているとおり、条例第7条第6号に該当するものと認められる。

c また、被聴取者の所属、役職及び氏名については、上記6(2)イ(ア)cと同じ

性質のものであることから、非公開理由 a で示されているとおり、条例第 7 条第 6 号に該当すると認められる。

d 一方で、標題、聴取した日時及び場所はもとより、出席者のうち被聴取者の所属、役職及び氏名を除く部分については、これらが明らかになったとしても、聴取内容及び被聴取者が明らかになった時と同様の支障が今後見込まれることになるとは考えにくく、通常、公開するべき内容であると考え。

また、本件公文書 2 及び本件公文書 4 については、本件公文書 1 及び本件公文書 3 のように手書きで作成されているというわけでもないため、筆跡から被聴取者が特定されるようなおそれも認められない。

e 上記のことから、当審査会としては、本件公文書 2 及び本件公文書 4 について、諮問庁が非公開とした部分のうち、標題、聴取した日時及び場所はもとより、被聴取者の所属、役職及び氏名を除く部分については、公開することにより、公正かつ円滑な監察業務の実施に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできず、条例第 7 条第 6 号に該当しないと判断する。

ウ なお、審査請求人は、反論書において、上記 5 以外にも、様々な主張を行っているが、当審査会は、公開決定等の妥当性について調査、審議する機関であって、反論書における主張は、いずれも本件処分とは直接関係ないものであり、当審査会の判断を左右するものではない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成 29 年 8 月 22 日 諮問
9 月 22 日 諮問庁からの弁明書の提出
10 月 24 日 審査請求人からの反論書の提出
3 月 23 日 諮問庁の職員の口頭理由説明（平成 29 年度第 11 回会議）
4 月 25 日 審議（平成 30 年度第 1 回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会 第 1 部会（部会長 佐伯 彰洋）